［項を削る。］		
［略］	［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○法務省令第十九号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第九条第三項の規定に基づき、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

法務大臣　山下　貴司

刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令

刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則（平成十三年法務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（刑務所等に置く部等） **第三条**　次の表の上欄に掲げる刑務所等に、それぞれ同表の下欄に掲げる部及び室を置く。	（刑務所等に置く部等） **第三条**　次の表の上欄に掲げる刑務所等に、それぞれ同表の下欄に掲げる部及び室を置く。
刑務所等の名称 ／ 部及び室の名称	刑務所等の名称 ／ 部及び室の名称
［略］	［同上］
札幌刑務所　宮城刑務所　神戸刑務所　広島刑務所　福岡刑務所　川越少年刑務所 ／ 総務部　処遇部　教育部　医務部　分類審議室	札幌刑務所　宮城刑務所　広島刑務所　福岡刑務所　川越少年刑務所 ／ 総務部　処遇部　教育部　医務部　分類審議室
［略］	［同上］
黒羽刑務所　千葉刑務所　静岡刑務所　京都刑務所　高松刑務所　大分刑務所 ／ 総務部　処遇部　分類教育部　医務部	黒羽刑務所　千葉刑務所　京都刑務所　神戸刑務所　高松刑務所　大分刑務所 ／ 総務部　処遇部　分類教育部　医務部
網走刑務所　月形刑務所　山形刑務所　福島刑務所　加古川刑務所　長崎刑務所 ／ 総務部　処遇部　分類教育部	網走刑務所　月形刑務所　山形刑務所　福島刑務所　加古川刑務所 ／ 総務部　処遇部　分類教育部
［略］	［同上］
［項を削る。］	静岡刑務所 ／ 総務部　処遇部　医務部
［略］	［同上］
2　［略］	2　［同上］
（総務部の調査官） **第九条**　第五条に掲げる課のほか、栃木刑務所、喜連川社会復帰促進センター、東日本成人矯正医療センター、府中刑務所、川越少年刑務所、笠松刑務所、名古屋刑務所、大阪刑務所、加古川刑務所、播磨社会復帰促進センター、和歌山刑務所、島根あさひ社会復帰促進センター、岩国刑務所、美祢社会復帰促進センター、福岡刑務所、麓刑務所、東京拘置所及び大阪拘置所の総務部に、それぞれ調査官一人を置く。	（総務部の調査官） **第九条**　第五条に掲げる課のほか、栃木刑務所、喜連川社会復帰促進センター、東日本成人矯正医療センター、府中刑務所、川越少年刑務所、笠松刑務所、名古屋刑務所、大阪刑務所、加古川刑務所、播磨社会復帰促進センター、和歌山刑務所、島根あさひ社会復帰促進センター、岩国刑務所、美祢社会復帰促進センター、福岡刑務所、東京拘置所及び大阪拘置所の総務部に、それぞれ調査官一人を置く。
2　［略］	2　［同上］

横浜地方法務局	湘南支局
［同上］	［同上］